# 平成３０年１２月

# 定　例　会　議　事　録

坂出市農業委員会

**開催日時**　：　平成３０年１２月２０日（木）　午前８時５７分～９時４０分

**開催場所**　：　坂出合同庁舎　４階大会議室

**出席委員**

| | |
|---|---|
| １番　木下　得代 | ２番　大原　眞路（会長職務代理） |
| ３番　三木　洋一 | ４番　川田　一博 |
| ５番　吉田　宏明 | ６番　山下　恭生 |
| ７番　松下　良夫 | ８番　井上　賀博 |
| ９番　岡野　孝文 | １０番　村井　孝彦 |
| １１番　中村　康男（会長） | １２番　藤本　俊彦 |
| １３番　宮本　賢一 | １４番　猪熊　幸雄 |
| １５番　國重　幸代 | １６番　穴吹　秀雄 |
| １７番　梶野　和幸 | １８番　大西　和男 |

**欠席委員**

なし

**傍聴推進委員**

| | |
|---|---|
| ２番　茶本　恭弘 | ６番　中西　格 |
| １４番　濵崎　郷廣 | |

**農業委員会事務局出席者**

事務局長　細川　英樹
事務局長補佐　岡崎　伸一郎
事務局次長　黒木　弘美
事務局書記　飯尾　祐美

**議事**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１号議案 | 農地法第３条許可申請 | ５件 | 田 | 1,698 | ㎡ |
| | | | 畑 | 1,586 | ㎡ |
| 第２号議案 | 合意解約 | ３件 | 田 | 1,329 | ㎡ |
| | | | 畑 | 2,240 | ㎡ |
| 第３号議案 | 農地法第４条許可申請 | ２件 | 田 | 688 | ㎡ |
| | | | 畑 | | ㎡ |
| 第４号議案 | 農地法第５条許可申請 | １０件 | 田 | 9,894 | ㎡ |
| | | | 畑 | 513 | ㎡ |
| 第５号議案 | 非農地証明願 | ３件 | 田 | 168 | ㎡ |
| | | | 畑 | 211 | ㎡ |
| 第６号議案 | 農地改良に係る届出 | 件 | 田 | | ㎡ |
| | | | 畑 | | ㎡ |
| 第７号議案 | 農用地利用集積計画書 | ２８件 | 田 | 42,062 | ㎡ |
| | | | 畑 | 3,500 | ㎡ |
| 第８号議案 | | 件 | 田 | | ㎡ |
| | | | 畑 | | ㎡ |
| | 合　計 | ５１件 | 田 | 55,839 | ㎡ |
| | | | 畑 | 8,050 | ㎡ |

# 平成３０年１２月　農業委員会定例会　議事録

事務局長　　おはようございます。

定刻３分前でございますが、皆様お揃いになりましたので、只今から１２月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第１号議案から第７号議案まで　合計５１件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員１８名全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理　　早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を　５番　吉田委員さんと６番　山下委員さんのお二人にお願いします。

今月の現地調査につきましては、１番　木下委員さん、３番　三木委員さん、４番川田委員さんと私で、昨日の１２月１９日（水）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第１号議案「農地法第３条許可申請」５件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記　　それでは第１号議案「農地法第３条許可申請」５件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積　534 ㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2 番、・・・、面積　408 ㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3 番、・・・、面積　計 644 ㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4 番、・・・、面積　1127 ㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

5 番、・・・、面積　571 ㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件５件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第３条第２項各号には該当しないので許可相当

と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理　　ただいま事務局より説明がありましたが、第１号議案「農地法第３条許可申請」５件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員　　【異議なし】の声あり

会長職務代理　　特にご異議もないようですので、第１号議案「農地法第３条許可申請」５件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。
　続いて、第２号議案「農地法第１８条　合意解約」３件を議題に供します。
　事務局の説明を求めます。

事務局書記　　それでは、第２号議案「農地法第１８条　合意解約」３件についてご説明いたします。
　1 番、・・・、　面積 69 ㎡。【議案読み上げ】

　2 番、・・・、　面積 2171 ㎡。【議案読み上げ】
　本件は第７号議案　５番と関連しています。

　3 番、・・・、　面積 1329 ㎡。【議案読み上げ】
　本件は第７号議案　６番と関連しています。

　以上です。

会長職務代理　　ただいま事務局より説明がありましたが、第２号議案「農地法第１８条　合意解約」３件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員　　２番、３番は問題ないと思いますが、１番の案件は農業廃止とのことですが、面積は少ないですが、後の見通しは立っているのでしょうか。

事務局書記　　面積ですが、この土地の全体面積は１，４５７㎡でして、複数名の残存小作がついている状態でした。　他の方とは合意解約が済んでいましたが、最後の１名の方との解約がまだできていなかったため、今回残りの 69 ㎡のみを解約し、その後は所有者自身で耕作を行っていくとのことです。

梶野委員　　その他の農地は所有者が持っているのですか。

事務局書記　　もうすでに解約されており、所有者自身の自作となっています。

梶野委員　　わかりました。

会長職務代理　　他にありませんか。

各委員　　【異議なし】の声あり

会長職務代理　　特にご異議もないようですので、第２号議案「農地法第１８条　合意解約」３件を受理し、処理してまいります。

続いて、第３号議案「農地法第４条許可申請」２件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長　　それでは、第３号議案「農地法第４条許可申請」についてご説明いたします。

１番、・・・、　面積 381 ㎡。【議案読み上げ】

県立坂出商業高校から、南東へ約 300mに位置。

無断転用の有無　無

転用目的　貸駐車場、貸太陽光発電設備用地

申請理由　２０年以上耕作をしておらず、親族が経営する会社に駐車場、太陽光発電設備用地として貸し、賃貸収入を得るため。

農地の区分　都市計画により用途が第一種住居地域と定められている第３種農地に該当。

周辺農地への影響　　被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他　太陽光発電設備設置に必要な電力会社との電力需給契約申込書、経済産業省の設備認定通知書の写しの提出がある。

２番、・・・、面積 218 ㎡　計　307 ㎡。【議案読み上げ】

国道１１号線　金山トンネル東側出入り口から　南東　約 350m、 県道城山川津線に平行して流れる城山川から北に約 30mに位置。

無断転用の有無　無

転用目的　太陽光発電設備　用地

申請理由　申請者は川津町の他の自己所有の土地で、太陽光発電設備設置による売電事業を行っている。今後もさらに売電収益を増やすため、太陽光発電設備の設置を計画したため。

農地の区分　周辺の状況から第２種農地に該当。

周辺農地への影響　被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他　太陽光発電設備設置に必要な電力会社との電力需給契約申込書、経済産業省の設備認定通知書の写しの提出がある。　以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理　　ただいま事務局より説明がありましたが、第３号議案「農地法第４条許可申請」２件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員　　【異議なし】の声あり

会長職務代理　　特にご異議もないようですので、第３号議案「農地法第４条許可申請」２件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第４号議案「農地法第５条許可申請」１０件を議題に供します。

なお、第４号議案の４番、７番、１０番については現地調査を実施しておりますので、１番　木下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

木下委員　　それでは、第４号議案「農地法第５条許可申請」４番、７番、１０番の現地調査報告をさせていただきます。

４番、・・・、　面積　1,471 ㎡。【議案読み上げ】

県道１１号線　福江高架橋から北へ約 200m、学園通りから西へ約 50mに位置。

無断転用の有無　無

転用目的　宅地分譲　用地

申請理由　譲受人は不動産業を営む法人で、本申請地周辺は宅地化が進みインフラが整っていることなどから、生活する上で利便性が高く宅地に適していると判断し宅地分譲を計画したところ、今般、所有者との話がまとまったため。

農地の区分　都市計画法により用途が第二種中高層住居専用地域と定められている第３種農地に該当。

周辺農地への影響　被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

７番、・・・、　面積　計 3,269 ㎡。【議案読み上げ】

坂出市加茂出張所から北へ約 100mに位置。

無断転用の有無　無

転用目的　分譲住宅　用地

申請理由　譲受人は不動産業を営む法人で、本申請地周辺は駅や小学校から近距離であることなどから住宅の需要があるため分譲住宅を計画したところ、今般、所有者との話がまとまったため。

農地の区分　周辺の状況から第２種農地に該当。

周辺農地への影響　被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

１０番、・・・、面積　計 2,669 ㎡。【議案読み上げ】

主要地方道高松善通寺線（33 号線）と国道 11 号線が交差する府中高架橋から東へ約 100mに位置。

無断転用の有無　無

転用目的　駐車場　用地

申請理由　譲受人は自動車リース業を営む法人で、現在、事業用車両の駐車場用地を賃借しているが、契約期間満了となる平成31年9月30日で土地所有者から返却を求められているため、代替用地を探していたところ、今般、所有者との話がまとまったため。

農地の区分　周辺の状況から第２種農地に該当。

周辺農地への影響　被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理　ありがとうございました。

ただいま木下委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐　それでは、第４号議案「農地法第５条許可申請」についてご説明いたします。

４番、７番、１０番につきましては、先ほどの木下委員さんのご説明どおりです。

１番、・・・、　面積　311㎡。【議案読み上げ】

県道１１号線　福江高架橋から北へ約200m、学園通りから西へ約10mに位置。

無断転用の有無　無

転用目的　非農家の自己住宅　用地

申請理由　譲受人は現在、妻と子供２人と賃貸アパートに居住しているが、子供の成長により手狭となったことから自己住宅を建築することを計画したところ、今般、所有者との話がまとまったため。

農地の区分　都市計画法により用途が第二種住居地域と定められている第３種農地に該当。

周辺農地への影響　被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

２番、・・・、　面積　181㎡。【議案読み上げ】

横津川から西へ約90m、県道３３号線から南へ約200mに位置。

無断転用の有無　無

転用目的　宅地拡張　用地

申請理由　譲受人は申請地に隣接する併せ利用地に建っている住宅に居住しており、その敷地に所有する３台の車を駐車しています。敷地は西側隣接の母親の家への進入路でもあるため、現在、母親の出入りを妨げている状況であったこと、また、市外に居住する２人の子供が帰省した際の駐車スペースを確保する必要があるため、周辺で駐車場用地の確保を考えていたところ、今般、所有者との話がまとまったため。

農地の区分　都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第３種農地に該当。

周辺農地への影響　被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

３番、・・・、面積　494 ㎡。【議案読み上げ】
さぬき浜街道から南へ約 75m、東大浜緑地の東端から東へ約 120mに位置。
無断転用の有無　無
転用目的　分家住宅　用地
申請理由　譲受人は現在、妻と子供と社宅に居住しているが、子供の成長により手狭となったことから自己住宅を建築することを計画したところ、今般、所有者との話がまとまったため。
農地の区分　都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第３種農地に該当。
周辺農地への影響　被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

５番、・・・、 面積　53 ㎡。【議案読み上げ】
西庄公民館から北へ約 250mに位置。
無断転用の有無　有
転用目的　進入路　用地
申請理由　譲受人の農業用施設用地への既存道路幅が狭く軽トラックの通行が出来なかったことから本申請地を既存道路の拡幅用地として、譲渡人の了承を得て平成３０年２月頃にコンクリート舗装による造成を行ったことによる、無断転用の解消のため。
農地の区分　周辺の状況から第２種農地に該当。
周辺農地への影響　被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。
その他　無断転用による始末書の提出がある。

６番、・・・、面積　476 ㎡。【議案読み上げ】
川津霊園から南へ約 20mに位置。
無断転用の有無　無
転用目的　非農家の自己住宅　用地
申請理由　譲受人は現在、妻と子供とアパートに居住しているが、共働きであることや子供が小さいことから、実家に近い本申請地に自己住宅を建築することを計画したところ、今般、所有者との話がまとまったため。
農地の区分　周辺の状況から第２種農地に該当。
周辺農地への影響　被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

８番、・・・、　面積　353 ㎡。【議案読み上げ】
主要地方道高松王越坂出線（１６号線）に架かる新雲井橋から東へ約 100mに位置。
無断転用の有無　無
転用目的　非農家の自己住宅　用地
申請理由　譲受人は現在、妻と賃貸住宅に居住しているが、今後、子供が増えることなどから、実家に近い本申請地に自己住宅を建築することを計画したところ、今般、所有者との話がまとまったため。
農地の区分　周辺の状況から第２種農地に該当。
周辺農地への影響　被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

９番、・・・、面積　1,130 ㎡。【議案読み上げ】
坂出市川津出張所から北西へ約 200mに位置。
無断転用の有無　無
転用目的　宅地分譲　用地
申請理由　譲受人は不動産業を営んでおり、本申請地周辺は宅地化が進んできており近隣にはドラッグストアや病院があるなど、生活する上で利便性が高く宅地に適していると判断し宅地分譲を計画したところ、今般、所有者との話がまとまったため。
農地の区分　都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第３種農地に該当。
周辺農地への影響　被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理　ただいま事務局より説明がありましたが、第４号議案「農地法第５条許可申請」１０件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員　【異議なし】の声あり

会長職務代理　特にご異議もないようですので、第３号議案「農地法第４条許可申請」１０件につきまして原案どおり承認し、うち８件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、７番、１０番の案件につきましては、転用面積が　2,000 ㎡以上ということで、１２月２１日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。
続いて、第５号議案「非農地証明願」３件を議題に供します。
なお、第５号議案の１番、２番、３番については現地調査を実施しておりますので、３番　三木委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

三木委員　それでは、第５号議案「非農地証明願」１番、２番、３番の現地調査報告をさせていただきます。

１番、・・・、面積 211 ㎡。【議案読み上げ】
青海川に架かる第一青海橋から　西に約 150mに位置します。
申請理由　農地法施行以前から宅地として利用しているものであります。
申請理由についての証明　国土地理院発行の昭和 22 年撮影の航空写真と建築年が昭和 25 年と記載されてある坂出市税務課発行の評価証明書があります。

２番、・・・、面積 138 ㎡。【議案読み上げ】
潮止神社から東に約 150mに位置します。
申請理由　農地法施行以前から宅地として利用しているものであります。
申請理由についての証明　建築年が昭和元年と記載されてある坂出市税務課発行の評価証明書があります。

３番、・・・、　面積 30 ㎡。【議案読み上げ】
ＪＡ香川県林田支店から南東に約 300mに位置します。
申請理由　昭和 46 年頃より、農道として利用しているためです。
以上です。

会長職務代理　ありがとうございました。
ただいま三木委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長　第５号議案「非農地証明願」３件につきましては、先ほどの三木委員さんのご説明どおりです。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理　ただいま事務局より説明がありましたが、第５号議案「非農地証明願」３件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員　【異議なし】の声あり

会長職務代理　特にご異議もないようですので、第５号議案「非農地証明願」３件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。
続いて、第７号議案「農用地利用集積計画書」２８件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記　それでは第７号議案「農用地利用集積計画書」２８件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が 15 件、更新が 1 件、再設定が 12 件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が 8 件となっております。
以上、農用地利用集積計画書 28 件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理　ただいま事務局より説明がありましたが、第７号議案「農用地利用集積計画書」２

８件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員　　今回は賃借料が無償というところが少ないですが、無償のところは、農道が狭いなど耕作するのに不便なところなのでしょうか。

事務局長　　申し訳ありませんが、農地法３条に伴う貸し借りや所有権移転については、全件現地調査を行っておりますが、　利用集積計画については現地調査を行っておりませんので、未確認です。

会長職務代理　　他にありませんか。

各委員　　【異議なし】の声あり

会長職務代理　　特にご異議もないようですので、第７号議案「農用地利用集積計画書」２８件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。
以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長　　この後 10 時半から全体会議を行いますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

会長職務代理　　それでは、これをもちまして １２月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

９時４０分終了